

## 津市木造住宅除却事業補助金

### 1. 対象者

対象住宅を所有する方

### 2. 対象住宅

以下のA、またはBのいずれかに該当する場合

A. 次の①～⑥のすべてに当てはまる住宅

B. 市長が特に除却を必要と認める住宅であり、かつ②～⑥のすべてに当てはまる住宅

※Bの場合は、建築物の傾きを市が現地調査しますので、補助金の交付決定に時間を要する場合や、規定を満たさない場合は補助金の交付決定ができない場合があります。

① 耐震診断で、評点が0.7未満であること

耐震診断は、津市が行っている無料耐震診断（合併前10市町村での診断含む）、または有料で三重県木造住宅耐震促進協議会の耐震診断等を受けたものに限りませす。

② 昭和56年5月31日以前に建てられた（着工された）木造住宅であること

③ 3階建て以下であること

④ 延べ床面積の過半が住宅の用に供されているもの

⑤ 在来軸組工法、伝統工法、枠組工法の住宅

⑥ 1ヘクタール当たり10戸以上の住宅が建て込んだ区域内であること  
※1ヘクタール=100m×100m

注意!!

丸太組工法（ログハウス）、プレハブ工法、その他大臣等の特別な認定を受けた工法は除きます。

### 3. 対象事業

対象住宅をこれから除却するもの

※ 既に除却された場合及び対象住宅の一部のみを除却する場合は、対象になりません

### 4. 補助金の額

除却工事に要する費用の3分の2の額（最高30万円）

## 5. 申請時に必要な書類

### Aの場合

- (1) 申請書
- (2) 対象住宅の所有者であることが確認できるもの（登記事項証明書等）
- (3) 木造住宅耐震診断報告書（判定書含）の写し
- (4) 除却に要する経費の見積書等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類
- (6) 補助金代理請求及び受領予定届出書（詳しくは別紙を参照してください。）  
※(2)については、木造住宅耐震診断受診者と申請者が同じ場合は必要ありません  
※(6)については、補助金の受取りを工業者に委任される場合のみ必要です。

### Bの場合

- (1) 申請書
- (2) 対象住宅の所有者であることが確認できるもの（登記事項証明書等）
- (3) 付近見取り図
- (4) 外観写真（東西南北）
- (5) 除却に要する経費の見積書等の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類
- (7) 補助金代理請求及び受領予定届出書（詳しくは別紙を参照してください。）  
※(7)については、補助金の受取りを工業者に委任される場合のみ必要です。

## 6. 提出場所

都市計画部建築指導課

## 7. その他

対象住宅 **B** として、補助金の交付申請をお考えの場合は、事前に下記までご相談ください。

津市 都市計画部 建築指導課  
〒514 - 8611 津市西丸之内23番1号  
TEL : 059-229-3187 / FAX : 059-229-3336

# 手続きの流れ

## Step1 申請手続き

### ① 補助申請

申請書に必要事項を記入、押印し、その他必要書類を添えて建築指導課へ提出して下さい。

### ② 交付決定通知の受理

市から「補助金等交付決定通知書」が郵送されます。

## Step2 工事の実施

### ③ 除却工事の実施

交付決定通知後、除却工事の契約をし、工事を実施して下さい。

着手前、工事中、完了時等の写真を忘れずに撮って下さい。

※交付決定日までに契約もしくは工事を着手した場合は補助対象外となります。

(必要に応じて、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出、建築基準法に基づく除却届等の手続きを適切に行ってください。)

## Step3 実績手続き

### ④ 実績報告書の提出

工事が完了したら、完了後30日以内に実績報告書を建築指導課へ提出して下さい。また、添付書類として、次のものが必要になります。

① 除却工事の契約書の写し

② 除却工事の領収書の写し

※補助金の受取りを工事業者に委任する場合は、要した費用から補助金額を除いた額の領収書等の写し

③ 着手前、工事中、完了時等の写真

### ⑤ 交付確定通知

市から「補助金等交付確定通知書」が郵送されます。

## Step4 請求手続き

### ⑥ 補助金の請求

補助金の請求をして下さい。請求後20日程度で補助金が交付されます。

※補助金の受取りを工事業者に委任される場合は、委任状が必要です。

(請求書及び委任状は「補助金等交付決定通知書」郵送時に同封します。)

## 補助金の代理請求及び受領制度とは

補助金申請者が受け取る予定の補助金を市から直接事業者へ交付する制度です。

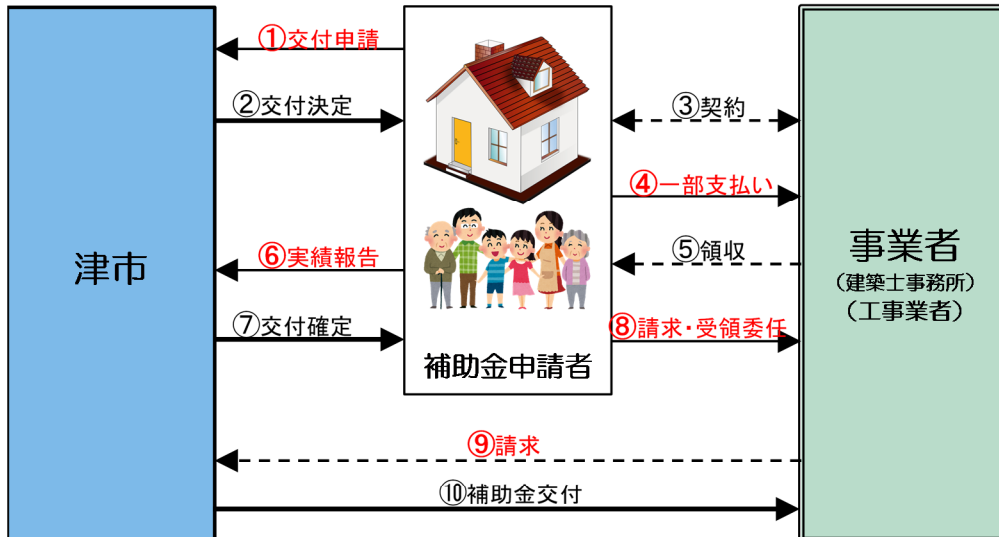
従来の市の補助金は、要した費用を事業者へ一旦全額支払っていただいてから、市が補助金申請者に補助金を交付するという制度でしたが、「補助金代理請求及び受領制度」を利用していただくことにより、**実際の費用と補助金との差額（自己負担額）のみ**を事業者に支払っていただくだけで済むようになります。

なお、補助金代理請求及び受領制度をご利用いただく際は、必ず事前に事業者の承諾を得ていただくようお願いいたします。

●要する費用が120万円（補助金額30万円）の場合



### 補助金代理請求及び受領の流れ



- ① 交付申請時に「補助金代理請求及び受領予定届出書」を提出
- ④ 補助金申請者は、要した費用から補助金額を除いた額を事業者に支払う
- ⑥ 補助金申請者は、要した費用から補助金額を除いた額の領収書の写しを提出する
- ⑧ 補助金申請者は、補助金の請求及び受領を事業者に委任する
- ⑨ 事業者は、申請者からの委任状を添えて、補助金を請求する

津市 都市計画部 建築指導課

〒514 - 8611 津市西丸之内23番1号

TEL : 059-229-3187 / FAX : 059-229-3336